

彦根市農山漁村再生可能エネルギー協議会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市農山漁村再生可能エネルギー協議会(以下「協議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領でいう公開とは、次のことをいう。

- (1) 協議会の会議(以下「会議」という。)を傍聴させること。
- (2) 会議の内容を公表すること。

(公開方法)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

2 会議の内容の公表は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は定めない。ただし、会長が議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 会議の出席者に迷惑を及ぼすおそれがある物を所持している者
- (2) 議事の進行を妨げるおそれがある物を所持している者
- (3) その他、議事の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 傍聴人は、係員の指示に従うものとする。

(5) その他会議の秩序を乱し、また、議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、この要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和元年10月28日から施行する。